

＜入居資格審査に必要な書類＞

1 必ず提出が必要な書類

次のいずれかの書類をご提出ください。

現在のお住まいについて	必要書類
民営の借家等にお住まいの方	賃貸借契約書の写し（審査時点で契約期間内のもの）
親族等の家にお住まいの方	家屋等の固定資産評価証明書（所有権の記載のあるもの）※ （又は所有者の同意書（次ページを参照））

2 次の事柄に当てはまる方だけ必要な書類

事 柄	必要書類
配偶者のいない成人	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため）※
寡婦・ひとり親控除に該当する方	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者の死亡等を確認するため）※
同居予定者が現在別世帯の場合	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（続柄を確認するため）※
同居予定の方で現在市外に住所を有している方	課税証明書※または非課税証明書※ ＊まれに他市町村が発行するもので所得金額の記載のないものがあります。その場合、所得証明書も必要になりますので、証明書の申請前に、所得金額の記載の有無を確認してください。
市県民税または所得税の確定申告が未申告の方	申告をしていただいた上で発行される課税証明書※又は非課税証明書※
単身入居を希望する方	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため）※ ・単身入居の入居資格のための申立書
母子、父子世帯	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（配偶者がいないことを確認するため。なお、親子別戸籍の場合は双方のものが必要）※
障がい者	身体障がい者 身体障害者手帳の写し 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の写し 知的障がい者 療育手帳の写し
離職退去者	草加市市営住宅入居あっせん書（ハローワークにおいて発行したもの）
内縁関係にある方	・それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※（配偶者がいないことを確認するため） ・内縁関係申立書
婚姻予定の方	・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

※裏面もご確認ください。

草加市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方	・宣誓書受領証又は宣誓書受領カードの写し ・（宣誓受領証又は宣誓書宣誓カードの発行から3ヵ月以上経過している場合）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※
事実上婚姻関係が解消している状況にある方	・離婚成立後の戸籍謄本※ ・（離婚が成立していない場合）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※及び家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている旨の証明書※又は児童扶養手当証明書※
DV被害を受けている方	・配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し ・女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書、またはその他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認書
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書（生活支援課に請求してください）
令和6年1月2日以降に現在の職場に転職又は就職した方	・給与支払証明書（直近1年間）
令和6年1月2日以降に自営業を開業した方	・事業所得等収支明細書（直近1年間） ・税務署長に提出した開業届の控えの写し
令和6年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（勤務当時の会社等が証明したもの）
日本国籍のない方	・日本国籍のない方全員の在留資格が永住者とわかる在留カード又は特別永住者証明書の表裏の写し ・母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）控除のいずれかに該当する場合：独身証明書※（婚姻要件具備証明書※）等、配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳（自国の大使館にお問い合わせください）

※印のあるものについては、3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

*この他にも募集対象者要件や収入、入居者資格条件を確認するために必要な書類の提出を求めることがあります。